工事請負契約書（案）

工事名　　●●●●高専●●●●工事

請負代金額　　金●●●円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●●円）

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、請負代金額に 108 分の８を乗じて得た額である。

発注者独立行政法人国立高等専門学校機構●●●●高等専門学校契約担当役事務部長●●●●（以下「発注者」という。）と受注者【法人等名、代表者等氏名。（相手方が、本社から契約にかかる権限を委任されている支社や営業所の者の場合、●●●株式会社代表取締役●●●代理人●●●株式会社●●●支社支社長●●●、のように、受注者に本社、代理人に支社（営業所）を記載すること。）】（以下「受注者」という。）との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

【※１　共同企業体と契約する場合に追記する。】

第１条　受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成する。
第２条　工事は、●●県●●市●●番地●●●●高等専門学校構内において施工する。
第３条　着工時期は、平成　　年　　月　　日【契約締結日の翌日】とする。
第４条　完成期限は、平成　　年　　月　　日とする。
第５条　契約保証金は、●●●円【請負代金額の１０分の１又は１０分の３のいずれかの金額を記載すること。】を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

（政府調達協定適用対象工事の場合又は特別重点調査（「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成２１年３月３１日付け２０文科施第８０４５号文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査。以下同じ。）を実施した者と契約を行う場合は、１０分の３とする。）

（契約保証金の納付を免除する場合の記載は、次によること。
　第５条　契約保証金は、免除する。）

第６条　受注者は、工事の目的物及び工事材料について●●保険【建設工事保険、組立保険、火災保険、土木工事保険、等、適宜記載する。白本１０７９頁～参照。】契約を締結するものとする。

第７条　請負代金（前払金を含む。前払金及び中間前払金を含む。前払金及び部分払金を含む。【適宜記載すること。】）は、受注者からの適法な請求に基づき●回以内に支払うものとする。

第８条　請負代金は、金●●●円【請負代金額の１０分の４（被災地域(岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村)において施工される工事の場合は、１０分の５）、特別重点調査を実施した者(施工される地域を問わない。)と契約を行う場合は、請負代金額の１０分の２】以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から１４日以内にするものとする。

【本条は、前金払をする場合に記載する。】

前金払をしない場合の記載は、次によること。

第●●条　請負代金は、適正に作成された請求書を受理した日から４０日以内に支払うものとする。

第９条　請負代金は、金●●●円【請負代金額の１０分の２】以内の額を中間前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から１４日以内にするものとする。

【本条は、中間前金払をする場合に記載する。】

部分払いをする場合の記載は、次によること。

第●●条　請負代金については、部分払するものとする。この支払いは、請求書を受理した日から１４日以内にするものとする。

第１０条　請負代金のうち、前払金【中間前金払をする場合は、前払金及び中間前払金と記載する。】を差し引いた額を最終回払として支払うものとする。この支払いは、適正に作成された請求書を受理した日から４０日以内にするものとする。

【本条は、前金払（中間前金払含む。）をする場合に記載する。】

第１１条　請負代金（前払金及び【中間前払金又は部分払金のいずれかを記載すること。】を含む。）の請求書は、●●●●高等専門学校●●課に送付するものとする。

第１２条　完成通知書は、●●●●高等専門学校●●課に送付するものとする。

【※２　政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事の場合に追記する。】

第１３条　受注者は、採用された次の【「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」又は「施工計画（簡易型）」のいずれかの施工計画の種類を記載する。以下同じ。】の提案内容を履行しなければならない。

【施工計画の種類を記載する。】

●●●すべき事項	採用された提案内容
（例）	（採用された提案内容を記載）

本工事は、学生や教職員が既存施設・設備を使用しながらの工事である。 このため、学生や教職員に配慮した工程管理は、非常に重要との観点から工程管理についての提案を求める。	
●●●すべき事項	採用された提案内容
●●●	（採用された提案内容を記載）

第１４条　受注者の責めにより、前条の「【施工計画の種類を記載する。】」の提案内容が履行されない場合、発注者は、当該履行を、期限を定めて受注者に請求する。

第１５条　受注者の責めにより、前２条の「【施工計画の種類を記載する。】」の提案内容に基づく工事が履行されていないと認められる場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成１８年１月２０日付１７文科施第３４５号文教施設企画部長通知）に準じた指名停止措置を行うものとする。

【第１３条から第１５条は、総合評価落札方式で施工計画を求めた場合に記載する。】

第１６条　受注者は、環境緑化工事（種子吹付工事等種子を使用した環境緑化工事を除く。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、植栽した樹木及び地被植物（以下「植栽樹木等」という。）が工事完成引渡し後１年以内に引渡したときの状態で枯死、倒木、流失、折損又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね３分の２以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高のおおむね３分の１以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む。以下同じ。）となった場合は、１回に限って、次の各号に掲げる場合に応じ各号に定めるところにより植替え等をするものとする。ただし、地震、噴火、津波、騒乱若しくは暴動によって植栽樹木等が枯死、倒木、流失、折損若しくは形姿不良となった場合、利用者の踏圧などの人為的な事由によって植栽した地被植物が枯死した場合又は火災、落雷、破裂若しくは爆発以外の事由によって植栽樹木等が倒木、流失若しくは折損した場合はこの限りでない。

（１）新植工事の場合　当初の植栽樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとする。

（２）移植工事の場合　移植した樹木を伐採し、除根した後に整地するものとする。

【本条は、環境緑化工事（建築工事等で環境緑化工事を含む場合も含む。）で枯損補償を求める場合に記載する。】

第１７条　解体工事等に要する費用等については、別紙のとおりとする。

【本条は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象工事の場合に記載する。】

第１８条（Ａ）　住宅建設瑕疵担保責任保険については、次のとおりとする。

一　保険法人の名称　●●●

二　保険金額　金●●●円也

三　保険期間　平成●年●月●日から平成●年●月●日

第１８条（Ｂ）　住宅建設瑕疵担保保証金の供託については、次のとおりとする。

一　供託所の所在地及び名称　●●●　●●●

二　建設瑕疵担保割合（共同企業体の場合）　●％

【本条は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に該当する場合に記載する。】

【特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に規定する特定住宅瑕疵担保責任を行うため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は（Ａ）を、住宅建設瑕疵担保保証金の供託をする場合は（Ｂ）とする。】

第１９条　別記の工事請負契約基準第四第２項及び第５項並びに第四十三の二第１項中の「１０分の１」を「１０分の３」に読み替えるものとする。

【本条は、政府調達協定適用対象工事の場合又は特別重点調査を実施した者と契約を行う場合に記載する。】

第２０条　別記の工事請負契約基準第十第１項第二号中の「専任の主任技術者」を「主任技術者」及び「専任の監理技術者」を「監理技術者」に読み替えるものとする。

【本条は、主任技術者及び監理技術者の配置を専任義務としない場合に記載する。】

第２１条　別記の工事請負契約基準第三十四第１項中「１０分の４」を「１０分の５」に読み替え、第三十四第５項中「１０分の４」を「１０分の５」に、「１０分の６」を「１０分の７」に読み替え、第三十四第６項及び第７項中「１０分の５」を「１０分の６」に、「１０分の６」を「１０分の７」に読み替える。

【本条は、被災地域（岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村）において施工される工事の契約についてのみ、記載すること。】

ただし、特別重点調査を実施した者（施工される地域を問わない。）と契約を行う場合、本条は次のとおり記載すること。

第●●条　別記の工事請負契約基準第三十四第１項中の「１０分の４」を「１０分の２」とし、第三十四第５項中の「１０分の４」を「１０分の２」に、「１０分の６」を「１０分の４」とし、第三十四条第６項及び第７項中の「１０分の５」を「１０分の３」に、「１０分の６」を「１０分の４」に読み替えるものとする。

第２２条　別記の工事請負契約基準第三十四第８項、第四十第２項、第四十第３項及び第四十六第３項中の遅延利息率は、「年●．●％」である。

【遅延利息率は「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」（昭和２４年大蔵省告示第９９１号）に規定されている率を記載する。なお、平成３０年度は、年２．７％である。】

第２３条　別記の工事請負契約基準第三十六を次のとおり読み替えるものとする。

第三十六　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、

修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までに払出しが行われるものについては、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第２４条　この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。

第２５条　この契約に関する訴えの管轄については、独立行政法人国立高等専門学校機構●●●●高等専門学校の主たる住所を管轄区域とする●●●●地方裁判所とする。

第２６条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発　注　者

●●県●●市●●番地

独立行政法人国立高等専門学校機構

●●●●高等専門学校

契約担当役　事務部長　●●　●●　印

受　注　者

【住　所】

【法人等名】

【代表者氏名等】　　印

契約の相手方が本社から契約の権限を委任された支社や営業所の者の場合の記載は、以下によること。（役職は適宜、修正すること。）

受　注　者

●●県●●市●●番地

株式会社●●●

代表取締役　　●●　●●

代　理　人

■■県●●市●●番地

株式会社●●●　●●●支店

支店長　　●●　●●　　印

（注）

1　工事請負契約基準（及び共同企業体協定書）を契約書に添付すること。

2　共同企業体協定書については、「共同企業体等の取扱いについて（平成 14 年 11 月 15 日付け 14 文科施第 252 号文教施設部長・会計課長通知）」を参照すること。

3　工事目的物については、工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定する部分がある場合は、設計図書において明示すること。なお、このような場合は、分離発注の可能性についても十分検討すること。

4　総合評価落札方式による場合、採用した性能等を記載（又は添付）すること。

5　工期が 15 か月を超える契約については、「国庫債務負担行為に基づく契約の場合の前払金等の取扱いについて（昭和 39 年 7 月 6 日付け文会総第 288 号会計課長通知）」を参照すること。ただし、この場合においては、予算要求段階から各年度毎の出来高を予定しておくことが必要である。また、長期に及ぶ国庫債務負担行為については、公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定）第 39 条から第 41 条を参照し、部分払いの活用を図ること。

6　政府調達協定適用対象工事の場合は、「一般競争入札対象工事における契約保証金について（平成 13 年 12 月 27 日付け 13 文科施第 327 号文教施設部長通知）」を参照すること。

7　特別重点調査を実施した者と契約を行う場合は、「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 文科施第 8045 号文教施設企画部長通知）」を参照すること。

8　枯損リスクが極めて高い環境緑化工事（例えば海岸埋立地での植栽工事、防風林植栽工事など）に枯損補償を求める場合は、その内容について十分検討すること。

9　第 18 条解体工事等に要する費用等の別紙については、「「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の施行に伴う工事請負契約書の変更等について（平成 14 年 6 月 14 日付け監理室長事務連絡）」の別紙①～③のうち該当するものを添付すること。また、落札者から説明書（同事務連絡参考書式６）の交付及び説明を受け、分別解体等の方法等について適切であることを確認すること。

10　第 19 条特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に該当する場合は、落札者から書面の交付及び説明を受けること。保険の場合においては、引渡しの際に保険の証明書を受け取ること。

11　第 21 条主任技術者及び監理技術者の配置を専任義務としない場合とは、建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条を参照すること。

青字：記載にあたっての注意事項。作成時に削除すること。 赤字：工事毎に記載事項を精査し、修正する事項は修正し、必要ない事項は削除すること。

【※１】

発注者独立行政法人国立高等専門学校機構●●●●高等専門学校契約担当役事務部長●●●●と受注者●●・●●・●●特定建設工事共同企業体代表者【法人等名、代表者等氏名】外●社との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。また、受注者は、別添の●●・●●・●●特定建設工事共同企業体協定書により上記の工事を連帯して請け負う。

なお、（ア）契約締結後において、●●・●●・●●特定建設工事共同企業体の構成員のうち脱退した者が生じた場合には、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（イ）発注者は、工事の監督、請負代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて代表者を相手とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなすものとする。

（ウ）発注者は、●●・●●・●●特定建設工事共同企業体の各構成員の間に紛争が生じ、又は脱退した者が生じた等の場合において、工事の施工上必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

【※２】

第●●条　別記の工事請負契約基準第四十の二を次のとおり読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第四十の二　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが

確定した場合における当該命令をいう。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の１０分の１に相当する額のほか、請負代金額の１００分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前項第一号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の２第８項又は第９項の規定の適用があるとき。

二　前項第二号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第四号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三　前項第四号に該当する場合であって、前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

四　前項第四号に該当する場合であって、受注者が発注者に文部科学省の競争加入者心得第１５の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　受注者は、契約の履行を理由として、第１項及び第２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

別紙①

建築物に係る解体工事

１．分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤ その他 （　　）	その他の取り壊し □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　　円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

４．再資源化等に要する費用（直接工事費）　　円（税抜き）

（注）・運搬費を含む

別紙②

建築物に係る新築工事等（新築・増設・修繕・模様替）

１．分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①造成等	造成等の工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（税抜き）

３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

４．再資源化に要する費用（直接工事費）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（税抜き）

（注）・運搬費を含む

別紙③

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

１．分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

４．再資源化に要する費用（直接工事費）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（税抜き）

（注）・運搬費を含む